

今年度の主な修正内容

1 防災基本計画の修正（令和6年6月）及び岡山県地域防災計画の修正（令和7年2月）等を踏まえた修正**（1）被災地の情報収集及び孤立集落対応・支援****○ 情報連絡網の多重化・耐震化及び衛星通信の活用**

【下線部追記】「特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。」

○ ヘリコプター等の活用による被災者、物資の輸送

【下線部追記】「ヘリコプターによる避難についても検討し、平時から、ヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時、緊急輸送手段としてその活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター等による移送を実施する。」

（2）避難所の環境改善**○ 被害状況に応じて、避難所開設当初からパーティション、簡易ベッド等の設置**

【下線部追記】「そのため、避難所開設当初から状況に応じて、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。」

○ 簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置

【下線部追記】「指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力による仮設トイレやマンホールトイレの早期設置や、より快適な簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等の設置に努める。」

（3）避難所以外で避難生活を送る被災者の支援**○ 保健師、福祉関係者等の支援者間で連携した被災者情報の共有**

【下線部追記】「保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。」

○ 在宅避難者、車中泊避難者に対する食料等の物資支援や支援に係る情報提供

【下線部追記】「在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。」

【下線部追記】「車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供する。」

(4) その他

○ 運送業者等との連携による物資輸送拠点の効率的な運営

【下線部追記】「広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。」

2 真庭市に係る防災関係機関の追加や変更を踏まえた修正

○ 真庭市組織改正によるもの

【更新】組織改正の反映など

○ 避難行動要支援者に対する避難行動支援に関する追加

【下線部追記】「消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、介護支援専門員など避難支援等に関わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。」

【下線部追記】「消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、介護支援専門員など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。」

○ 資料の更新

【更新】資料編の資料データの更新など